

「一生懸命がすばらしい」



〒722-0023 広島県尾道市東則末町9番53号
E-mail:kurihara-j@onomichi.ed.jp
電話: 0848-23-3811

令和5年11月29日
発行者 栗原中学校
教頭 松浦 淳

生徒会役員選挙に向けた取組が始まっています！

生徒会役員選挙では、生徒会長1名、生徒会副会長2名（男女各1名）を立候補者の中から、生徒による投票で選出します。今年度は、生徒会長2名、副会長3名の立候補を受け付け、選挙運動を行いました。



そして、いよいよ12月1日（金）に立会演説が行われます。立候補した生徒の皆さんは、各自の公約の実現に向けて、しっかりとアピールしてほしいと思います。また、それを受ける皆さんも、自分たちの代表を決める選挙です。他の人の意見に左右されず、自分の意志で投票してください。

3年生の執行部の皆さん、いよいよ代替わりです。コロナ禍に負けることなく、柔軟なアイデアで新たな風を吹き込んでくれました。後輩たちにとっての素晴らしいお手本となってくれました。

1・2年生の皆さん、これまでの諸先輩たちが築き上げてきたこの栗原中学校の良き伝統をしっかりと引き継ぎながらも、さらにより良い学校を目指し、一人一人が積極的に生徒会活動に参加していきましょう！

（昨年度の立会演説の様子） ※R4はコロナ禍の中、オンラインで行いました。



みんなでつないだ「駅伝部」のタスキ！

令和5年11月19日（日）に、東広島運動公園を会場に、中国中学校駅伝競走大会が開催されました。男女とも全国区レベルの選手が集まる中、本校の駅伝部も、尾道市の、そして本校の代表として、気持ちを前面に出した堂々たる走りを見せてくれました。陸上部の3年生は、本大会で引退となりますが、ぜひとも本大会までの努力の過程を次のステージにつなげてほしいと思います。1・2年生は、先輩たちの思いを継承しながら、次年度もこの場に立てるよう、目標高く頑張してほしいと思います。



【保護者の皆様へ（お知らせとお願い）】

けっして最近だけの出来事というわけではありませんが、下記の報告や相談件数が非常に増えております。お子さんが被害に遭わないよう、また知らない間に加害側に立つことがないよう、ぜひとも保護者の皆様と情報を共有し、しっかりと見守っていきたいと思っていますので、ご協力をお願いします。



1 SNSを介したトラブルの増加

LINE（ライン）やインスタグラム等への何気ない書き込みや悪口とも取られる書き込み、無断での加工写真の掲載、SNS上での言い合い等により、友達関係が悪化したり、周囲を巻き込んだトラブルに発展したりという事案が増えてきています。SNSを介したトラブルについては、その多くは学校外で生起していること、双方に言い分があり事実が合わないこと、また法に触れる可能性もあること等の観点から、学校での対応は難しく、直接、警察対応をしていただいていることろです。

まずは、スマートフォンやタブレット等を持たせる際には、フィルタリングをかけるとともに、使用上の留意点（約束事）をしっかりと確認した上で使用させるようにしてください。特に、お子さんが、いつ誰とどのようなやり取りをしているのかについては、保護者の方がしっかりと把握するようにしてください。



2 金銭の貸し借りによるトラブルの増加

仲の良い友達関係であっても、一緒に遊びに行った先で、「おごるーおごってもらう」、または「貸すー借りる」ことで、返す返さない問題に発展したり、保護者の知らないところで高額な金銭のやり取りが行われていたりするなど、人間関係の悪化につながるケースも出てきています。その他にも、事例として、借りた側は「借りた」つもりでも、貸した側は「無理矢理貸さされた」と感じたケースや、「おごってもらった」つもりでも、「おごるのを強要された」と感じたケースもあります。あまりにも高額な場合で、一方的に強要されたとなると、金銭強要事案として警察対応していただく場合もあります。

まずは、お金の貸し借りが発生するような、子供だけで映画館やカラオケボックス、ゲームセンター等に行かないこと、行かせないようにすること、例え少額であっても金銭の貸し借りはしないことについて、ご家庭でもしっかりと話をしてください。

交通安全

3 自転車乗用中の事故・怪我の増加

日が暮れるのがめっきり早くなり、下校中や塾の行き帰り、土日における自転車乗用中の事故や怪我の報告が増えていきます。日常的な安全点検を含めて、自転車乗車中の安全面には十分に留意してください。特に、自転車通学者のヘルメットの着用については、転倒時にヘルメットを着用していたから大きな怪我に至らなかったという報告もあります。必ずヘルメットを着用するようにしましょう。

また、自転車に係る事故について、いつも被害側であるとは限りません。あくまでも「車両」であり、歩行者との接触事故等においては加害側になる可能性が十分にあるということをしっかりと認識しておきましょう。自転車乗用にもちゃんとルールがあり、それを無視すると、道路交通法違反となり、罰金や罰則の対象となることもあります。

自転車乗用については、自転車通学時に限らず、多くの生徒が利用すると思います。決して他人事ではなく、自分事としてぜひともルールやマナーについて考えていきましょう。



4 中学校への自家用車の乗り入れについて

今年度、正門下の坂道において、本校の職員や保護者の方の車が側溝に落ちる事案が増えていきます。また、送迎時に車のスピードが出ていて危険だったという報告もあります。

これまでもお伝えしてきましたが、参観日や懇談会等の行事を除き、お子さまの送迎については、病気や怪我、あるいは緊急の送迎等以外でお車による学校への乗り入れは控えていただきますようお願いいたします。なお、特別な事情等がある場合は、学校にご連絡ください。

また、お車でお越しの際には、狭い箇所もありますので、生徒の安全を第一に考えていただくとともに、離合の際には、お互いに譲り合いの気持ちを持って、ゆとりと配慮ある運転をお願いします。